最終更新日：2016年6月24日
株式会社ミスミグループ本社
代表取締役社長　CEO　大野　龍隆
問合せ先：03-5805-7037
証券コード：9962
http://www.misumi.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、社会的使命の遂行とともに継続的な企業価値の増大を目指して経営基盤の強化に取り組んでおり、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、「コーポレートガバナンス・コード」の主旨を踏まえ、「ミスミグループ コーポレートガバナンス基本方針」において、当社のコーポレート・ガバナンスの体制や取り組みが、コーポレートガバナンス・コードに制定されている諸原則について、すべて実施していることを示しています。

（※）下記【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、「コーポレートガバナンス・コード」の主旨を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を定めた「ミスミグループ　コーポレートガバナンス基本方針」を制定いたしました。コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項は、本基本方針に網羅しておりますので、本基本方針をご参照ください。

「ミスミグループ コーポレートガバナンス基本方針」は、当社ウェブサイトに掲載しています。

（日本語）URL：http://www.misumi.co.jp/ir/library/index.html
（英語）URL：http://www.misumi.co.jp/english/ir/library/index.html

原則1-3：
基本方針2.(5)「株主の皆様との関係」をご参照ください。

原則1-7：
基本方針4.(1)「取締役会の役割」をご参照ください。

原則3-1（i）：
基本方針2.(1)「株主の皆様との関係」をご参照ください。

原則3-1(ii)：
基本方針1.「コーポレートガバナンスの原則」をご参照ください。

原則3-1(iii)：
基本方針4.(5)「取締役の報酬」をご参照ください。

原則3-1(iv)(v)：
基本方針4.(3)「取締役の選任」をご参照下さい。
取締役・監査役の個々の選任理由につきましては、「第54回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類をご参照ください。「第54回定時株主総会招集ご通知」は、当社ウェブサイトに掲載しています。

補充原則4-1-1：
基本方針4.(6)「取締役会の運営」をご参照ください。

原則4-9：
基本方針4.(4)「独立社外取締役」をご参照ください。

補充原則4-11-1：
基本方針4.(2)「取締役会の構成」をご参照ください。

補充原則4-11-2：
基本方針4.(3)「取締役の選任」及び基本方針5.(2)「監査役の選任」をご参照ください。

補充原則4-11-3：
当社は、「ミスミグループ コーポレートガバナンス基本方針」の4 (6)において、「取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う」と定めております。2015年度の評価プロセス及びその評価結果の概要は以下のとおりです。
＜評価プロセス＞

当社取締役会の実効性に関する自己評価についての質問票を配付し、全ての取締役・監査役から回答を得ました。指定された評価メンバーが、回答の集計結果、当年度の取締役会開催状況や議事内容、他社取締役会参考資料等を踏まえて協議のうえ、分析・評価を行いました。
＜評価結果＞
当社取締役会は、以下のとおり、その実効性が充分に確保出来ていると評価しました。
・取締役会の議案の審議においては、活発な発言がなされると共に充分な時間を掛け、適切な意思決定が行われている。
・社外取締役及び社外監査役はそれぞれの専門的見地より積極的な発言を行うなど、活発な議論を促進している。またその意見は当社経営の意思決定プロセスに充分反映されている。
・取締役・監査役の人数等の取締役会の構成、および取締役会が全体として保有する知識やスキルの構成状況は概ね適当である。
・当社の取締役会の役割機能や運営方法について、実効性を高めるための試みが重ねられており、取締役会では審議の活性化、指導監督機能強化が図られている。
今後は、事業のグローバル化への対応、製造業・流通業のIT化への対応、執行役員等の経営幹部の拡充等のグループの重要課題について、取締役会としての議論をより深めてまいります。

補充原則4-14-2:
基本方針4.(7)「取締役の研修・研鑽」及び基本方針5.(4) 「監査役の研修・研鑽」をご参照ください。

原則5-1:
基本方針2.(4)「株主の皆様との関係」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	39,948,000	14.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	23,061,700	8.40
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	10,678,500	3.89
CREDIT SUISSE SECURITIES (USA) LLC SPCL. FOR EXCL. BEN	8,790,661	3.20
田口　弘	7,321,000	2.67
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	6,954,200	2.53
資産管理サービス信託銀行株式会社	6,801,500	2.48
GOLDMAN, SACHS&CO. REG	6,640,212	2.42
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST,BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	5,905,886	2.15
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	5,265,800	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

「大株主の状況」については、2016年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
沼上幹	学者											
小城武彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
沼上幹	○	沼上幹氏は、独立役員であります。 一般株主との利益相反が生じるおそれがある属性として取引所が規定する項目に該当するものはありません。	経営学者としての専門的な知識および第一線の企業研究の専門家としての豊富な経験に基づき、当社グループの経営につき適切な助言および監督を行っており、今後も引き続きその職務を適切に遂行いただけるものと判断したためです。
小城武彦	○	小城武彦氏は、独立役員であります。 一般株主との利益相反が生じるおそれがある属性として取引所が規定する項目に該当するものはありません。	長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社グループの経営につき適切な助言および監督を行っており、今後も引き続きその職務を適切に遂行いただけるものと判断したためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

報酬委員会は、社外取締役・取締役会議長及び代表取締役社長CEOで構成されております。
また、取締役の報酬についても、報酬委員会にて討議し、報酬委員会の権限で決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査部門として代表取締役直属の内部監査チームを設置しています。内部監査チームは5名体制で執行部門に対して内部監査を実施し、指摘事項とその改善案を記載した内部監査報告書を作成し、代表取締役へ報告するとともに、監査役及び被監査部門に提出します。不備事項が指摘された場合は、該当部門において改善計画が立案・実行され、内部監査チームがその改善結果を監視する体制を取っています。

当社は、監査役3名中2名が社外監査役であります。社外監査役のうち1名が他社での豊富な経理及び監査役の実務経験者、1名が弁護士であり、会計及び法令に精通している立場から監査することにより、企業行動の透明性及び財務上の数値の信頼性を一層高めております。
各監査役は、監査役会で定めた監査の方針及び実施計画に従い監査活動を実施するとともに、経営意思決定に係わる主要な会議には常任メンバーとして出席し、コーポレート・ガバナンスの一翼を担っております。

監査役と内部監査チームは、月1回の定例会で情報共有を図る等、会計監査人も含めて連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野末寿一	弁護士													
平井秀忠	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野末寿一	○	野末寿一氏は、独立役員であります。 一般株主との利益相反が生じるおそれがある属性として取引所が規定する項目に該当するものはありません。	弁護士としての法務に関する専門的な知識や経験等を当社の監査体制の充実・強化のために活かし、独立した立場から公正かつ客観的な監査機能を果たしていただいており、今後も引き続きその役割を担っていただけるものと判断したためです。
平井秀忠	○	平井秀忠氏は、独立役員であります。 一般株主との利益相反が生じるおそれがある属性として取引所が規定する項目に該当するものはありません。	財務会計に関する豊富な実務経験と相当程度の知見を有し、かつ、経営者や監査役としての経歴を通じて培ってきた幅広い見識を当社の監査体制の充実・強化に活かし、独立した立場から公正かつ客観的な監査機能を果たしていただいており、今後も引き続きその役割を担っていただけるものと判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社、子会社及び関連会社の業績向上へのインセンティブを高め、積極的な事業展開により業績向上を図ること、及び優秀な人材の確保を目的として、業績連動型報酬及びストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社、子会社及び関連会社の業績向上へのインセンティブを高め、積極的な事業展開により業績向上を図ること、及び優秀な人材の確保を目的として、上記対象者に対してストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

株主総会の決議（2014年6月13日定時株主総会）による取締役の報酬の額は年額11億円以内（うち社外取締役4千万円以内）であり、その報酬

等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与及びストック・オプションとしての新株予約権は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関して、過去の経験、市場水準とその貢献に照らして妥当な報酬を付与する、という方針であります。
また、取締役の報酬については、社外取締役・取締役会議長及び代表取締役社長CEOで構成される報酬委員会にて討議し、報酬委員会の権限で決定しております。その他の取締役の報酬に関する事項は、代表取締役が水準等を定めたうえで、報酬委員会に報告し、取締役会の承認を得て決定しております。市場水準は、東証一部上場企業が参加する市場調査に毎年参加し、役職とその責務の重さに応じた確認を行っております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

会議体運営事務担当を設置し、同担当が社外取締役及び社外監査役との調整・連絡業務役を担っております。やむなく取締役会に欠席する場合は、当該取締役及び監査役に対し、会議体運営事務担当から速やかに資料及び議事録の送付を実施し、常に情報を共有できる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会、グループ本社役員会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

当社の取締役会は社外取締役2名を含む取締役7名（提出日現在）で構成され、原則として月1回の定期開催のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営及び事業上の重要な意思決定を行うとともに、業務執行を監督しております。また、代表取締役を含む常勤取締役4名及び企業体・本部・サービスプラットフォームの代表執行役員10名を加えた合計14名（提出日現在）で構成されるグループ本社役員会を月1回開催し、監督と執行の両面での強化を図っております。

当社グループの事業については「企業体・本部」を、事業サポート・インフラ機能については「サービスプラットフォーム」をそれぞれ発足させ、企業体・本部・サービスプラットフォームに権限と責任を委譲し、ミスミの営業組織を持つ事業部門と駿河生産プラットフォームの製造部門との製販一体の経営の実現と、意思決定の迅速化を図っております。

ミスミグループ内の各企業体・本部及びサービスプラットフォームにおいて企業体取締役会及び経営会議を設け、意思決定プロセスの明確化を図っております。

監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、取締役の職務遂行の監督を行っているほか、会計監査人及び内部監査チームとの連携を密に行い、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

さらに、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を含む報酬委員会を設置し、適切な報酬水準について審議・決定する仕組みをとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、取締役会には2名の社外取締役及び2名の社外監査役を有しています。

取締役会においては、社外取締役を含む取締役が取締役会での経営及び事実上の重要な意思決定ならびに業務執行を監督し、また、社外監査役を含む監査役が会計及び法令に精通している立場から監査することにより、経営の健全性確保を図る体制としております。

当社では、このようなコーポレート・ガバナンス体制が有効に機能しており、適切な体制であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	例年集中日を避けて株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2011年6月株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2011年6月株主総会より株式会社ICJが運用する議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	2014年6月株主総会より招集通知（日本語・英語）を取締役会の決議と同日に弊社ホームページに早期掲載を実施しております。
その他	例年総会後に株主懇談会を行い株主と経営陣との対話の場を設けております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトに日本語、英語とも作成し、公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎の決算説明会や投資家向けの説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに毎月の売上状況及び決算資料などを掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート・リレーション室にIRチームの部署を設置しており、機関投資家のIR個別取材対応、個人投資家からの質問等に随時対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得しており環境活動方針にそった管理運営を行っております。 また、有害化学物質を含有しない商品開発・調達を推進しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の取締役会は、2015年5月14日開催の取締役会で、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき「内部統制システムの基本方針」の決議を行っており、その内容は以下のとおりであります。

(1)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会、グループ本社役員会等重要な会議における議事録を法令、規程に従い作成し、適切に保管する。

(2)当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ミスミグループ本社及びその子会社(以下総称して「ミスミグループ」と呼ぶ)の法令遵守、環境、情報、輸出管理、自然災害等のリスクに対しては、各種規程・社内ルール・マニュアルを整備し、リスク管理体制を構築する。

・ミスミグループに不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し迅速に対応するとともに、その経過を取締役会に報告する。

(3)当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ミスミグループの経営計画は最終的に取締役会で承認を行い、月次開催のグループ本社役員会にてその進捗確認を行う。

・進捗確認等により発見された重要事項は、取締役会またはグループ本社役員会等で討議する。

・毎月の取締役会では、業績報告を行い、業績の監視と重要事項に対する助言及び指導を行う。

(4)当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ミスミグループの役職員は、ミスミグループ行動規範を遵守し、法令及び定款に適合することを確保する。

・職務権限規程等のミスミグループの意思決定ルールにより、職務の執行が適正に行われる体制とする。

・法令や規程・社内ルールに対する違反、及び違反の疑いがある行為の早期発見のために、ミスミグループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、通報者への不利益な取扱いの防止を保証する。

(5)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・ミスミグループ本社は、各子会社の業績及び業務の執行状況について、月1回、子会社に報告させる。

・ミスミグループ本社は、グループ本社役員会で各子会社における業績報告や経営計画の進捗確認を行うことで、各子会社の業務の適正性を確保する。

・内部監査部門は、各子会社に対して定期的に業務監査を実施する。

・反社会的勢力に対して、ミスミグループ行動規範でその関係断絶を定め、ミスミグループ全体として毅然とした態度で臨み対応する。

(6)当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

・監査役は監査役補助者の任命を自由に行えるものとし、監査役補助者の人事異動、評価等については、監査役が関与する。

・監査役補助者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指示に従って業務を遂行する。

(7)当社の監査役への報告に関する体制

・監査役は取締役会、グループ本社役員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人は、ミスミグループに著しい影響を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるときは監査役に速やかに報告する。

・ミスミグループの役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、これに応じて適切に報告を行う。

・監査役は会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行い、会計監査人に対しては、必要に応じて報告を求める。

・内部通報制度の担当部署は、ミスミグループの内部通報の状況について定期的に監査役に報告する。

・監査役へ報告を行ったミスミグループの役職員への不利益な取扱いの防止を保証する。

(8)当社の監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

・監査役の職務の執行について生じる費用等につき、毎年一定額の予算を設ける。また、その他監査役の職務の執行について必要な費用については、監査役からの請求により速やかに前払いまたは費用精算を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に対しては、「ミスミグループ行動規範」において反社会的勢力との関係断絶を遵守事項として定めており、ミスミグループ全体として反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み対応しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適切な企業グループ体制の下、遵法を意識しその強化を図ると共に、株主価値の向上を図るべく迅速かつ効率的な業務執行を遂行する体制の確立に向けて邁進して参ります。

